

下記のとおり、一般競争入札を行うので、一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約規程第 3 条の規定に基づいて告示します。

令和 8 年 3 月 9 日

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会 理事長 中川 雅己



記

1 契約担当課

〒065-0012

札幌市東区北 12 条東 7 丁目 1-15 セレスタ札幌 2 階

一般財団法人さっぽろ水道サービス協会 総務部 総務課

電話 011-750-3500

2 入札に付する事項

(1) 本案件の名称

管路維持管理警備業務

(2) 本案件の仕様等

仕様書による。

(3) 契約期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

(4) 入札方法

1 日 1 人当たりの基本委託料（資格を持たない交通誘導警備員の 1 日単価）で行う。落札決定に際しては、入札書に記載された金額を落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税を含めた額をもって契約希望金額を記載すること。

3 入札参加資格

(1) 各官公庁いずれかの入札参加資格者名簿に登録されている者であること。又は本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

(2) 各官公庁いずれかの競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(3) 一般財団法人さっぽろ水道サービス協会契約規程第 2 条本文及び第 2 項の規定に該当しない者であること。

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者でないこと。

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

#### 4 入札書の提出場所等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ場所  
上記1とする。

(2) 提出期限

令和8年3月19日(木)14時00分(必着)

(3) 入札書の提出方法

入札書は様式1「入札書」にて作成し、持参又は郵送により提出すること。なお、提出にあたっては以下に留意すること。

ア 持参する場合は、入札書を入れる封筒は封印し、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)、改札日時及び件名を記載し、上記1あてに提出期限までに提出すること。

イ 郵送する場合は、書留郵便又はこれに相当するものにより、郵送すること。入札書を入れる封筒はアのとおり記載すること。

ウ 電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

エ 入札者は、提出した入札書の修正、再提出、追加又は撤回をすることができない。

オ 入札書の年月日は、入札書を作成した日を記載してください。

(4) 仕様等に対する質問及び回答

ア 質問受付期間

告示の日から令和8年3月12日(木)17時00分(必着)

イ 提出先電子メールアドレス

soumu.info@swsa.or.jp

ウ 質問書の提出

指定された様式2「質問書」の様式に質問の要旨を簡潔に記入し、提出先電子メールアドレス宛へ質問受付期間内までに電子メールで提出をすること。なお、電子メールのタイトルは、「(事業者名) 管路維持管理警備業務 質問書」とすること。

エ 質問に対する回答

質問及び回答については、随時さっぽろ水道サービス協会ホームページに掲載する。

(5) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、または入札参加資格の審査書類の提出の指示があったにも関わらず、指定された期日までに当該書類の提出をしなかった者の入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札、その他次の各号の一に該当する入札は、無効とする。

ア 入札書に記名又は押印がなされていない入札

イ 入札書の入札金額を訂正した入札

ウ 2通以上の入札書を提出した者の入札

エ 入札書の内容が確認できない入札

オ 入札に関し不正の行為をした者の入札

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、住所、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで別に別紙3「委任状」を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所

令和8年（2026年）3月19日（木）14時00分

札幌市東区北12条東7丁目1-15 セレスタ札幌2階

総務部総務課総務係

(9) 開札

開札をした場合において、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。再度の入札についても、持参又は郵送による。

5 入札手続等

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 免除

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 最低制限価格の設定 無

(5) 落札者の決定方法等

ア 落札者の決定

当協会契約規程第6条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札候補者として、落札を保留にしたうえで下記ウの審査を行い、その結果、入札参加資格を有する者と確認できた場合に、落札候補者を落札者とする。

イ 同額抽選

落札候補者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。この場合において、くじを引く順番は当該入札書の先着順とする。当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

ウ 入札参加資格の審査

落札の決定を保留した後、落札候補者が、入札参加資格を有する者であるかを審査するので、当協会が求めた場合、落札候補者は、入札執行者の指示があった日（原則として開札日）の翌日から起算して5日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12月29日～翌年の1月3日までの日）を除く。）に上記3に掲げる入札参加資格を有することを証

する書類を提出しなければならない。なお、指定期限までに提出がない場合は、当該落札候補者のした入札を、入札参加資格のない者のした入札とみなし無効とする。

エ 入札参加資格を有しなかった者の取扱い

入札参加資格の審査の結果、落札候補者が、入札参加資格を有しない者であることを確認した場合は、その入札を無効とする。この場合において、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を、新たな落札候補者として、入札参加資格の審査を行う。以後、落札者が決定するまで同様の手続きを繰り返す。

(6) 入札者に要求される事項

ア 上記 3 に掲げる競争入札資格を有することを証明する書類に関し、説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本告示、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、上記 4 (4) の質問受付期間に質問することはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはいない。

(7) 落札の取り消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は理事長の指定した期日以内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(8) 免税事業者であることの申し出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに様式 4 「消費税及び地方消費税に関する申立書」を提出しなければならない。

(9) 契約書の作成

ア 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、原則として、その 10 日後までに契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあること等により、直接取り交わすことができない場合、郵送等によってその手続を行うことができる。ただし、郵送等によって手続を行う場合にあっては、原則として、発送、配達記録を確認することができる方法を用いるものとする。

ウ 上記イの場合において当協会が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 当協会が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(10) 契約書（案）

別添 1 のとおり

(11) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、当協会に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始（12 月 29 日～翌年の 1 月 3 日までの日）を除く。）に、次に従い、書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア 提出場所

上記 1 に同じ。

イ その他

提出は持参することにより提出するものとし、送付又は電話によるものは受け付けない。

## 6 備考

本件は令和 8 年度予算の成立を条件として締結するものであり、予算の成立状況に応じて契約内容・期間等に変更が生じる場合があるため、応札にあたってはその旨を十分留意すること。

### 【様式】

様式 1 入札書

様式 2 質問書

様式 3 委任状

様式 4 消費税及び地方消費税に関する申立書

様式 5 一般競争入札参加資格等審査申請書

別添 1 契約書 (案)